

# 小規模事業用電気工作物

電気工作物とは、「発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、機器、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物」(種々政令で定めるものを除く。)をいいます。

小規模事業用電気工作物は、電気工作物であって構内に設置される一般用電気工作物以外の電気工作物(事業用電気工作物)で小規模発電設備(低圧の電気に係わる発電用電気工作物)をいい、下記のものとなります。

- ・ 太陽電池発電設備であって、出力10kW以上50kW未満のもの
- ・ 風力発電設備であって、出力20kW未満のもの

ただし、「低圧受電電線路以外の電線路よりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと」となっています。